

鳥取縣公報

昭和十八年一月十九日
第千四百號

火曜

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

告示

- 家庭用金物販賣價格改正……………一頁
 - 青年學校教員資格認可細則中改正……………二頁
 - 假設建築物建築許可……………三頁
 - 食糧管理事務取扱員異動……………三頁
 - 寺院規則認可……………四頁
 - 滿檢定所入所講習生募集……………四頁
 - 機械工養成所入所生徒募集……………五頁
 - 味付若布、烏賊製品、乾海苔ノ検査團體指定……………七頁
 - 精米小賣販賣價格指定……………七頁
 - 玄米小賣販賣價格指定……………七頁
 - 郡市町村農會技術員資格試驗施行……………八頁
- 彙報
- 農業生產申告の施行に就て……………九頁
 - 森林組合技術員設置補助に就て……………三頁
 - 耐寒健民運動……………三頁
 - 五つの縣民實踐事項……………六頁

告示

鳥取縣告示第十四號

昭和十六年五月鳥取縣告示第四百三十八號家庭用金物（鋼板製品、線材製品、平板製品、鋺力製品）ノ販賣價格指定ノ件中左ノ通改正ス

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

- 一、線材製品ノ魚燒ノ角形ノ規格欄中「亜鉛引鐵線製」ヲ「亜鉛引鐵線製又ハ鐵線製」ニ改ム
- 二、線材製品中「餅燒網亞鉛引鐵線製」ヲ「餅燒網亞鉛引鐵線製又ハ鐵線製」ニ改ム

00489

四ノ左ノ如ク改ム
四、鐵力製品

品目	規	格	(單位一箇)	小賣業者販賣價格
茶筒及海苔罐印籠丸型	正一〇〇匁入	高六寸二分	徑二寸八分	三一
	正 八〇匁入	高五寸六分	徑二寸六分	二七
	正 五〇匁入	高四寸九分	徑二寸四分	二五
	正 二〇匁入	高二寸九分	徑一寸九分	一八
	正 一〇匁入	高二寸	徑一寸七分	二三

鳥取縣告示第十五號

昭和十五年十一月鳥取縣告示第九百二十號青年學校教員資格認可細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條ニ左ノ一號ヲ加フ
七、陸海軍ノ下士官以上ノ者ニシテ專任ニアラザルモ五斗以上公立青年學校ノ教員トシテ教練科ノ教授及訓練ヲ擔任セル者

鳥取縣告示第十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一、建築主ノ住所氏名 米子市東倉吉町一三四番地ノ二 德 本 藤 市
- 一、建築物ノ所在地名 米子市東倉吉町一三四ノ二番地
- 一、建築物ノ用途 樽材料置場兼製品置場
- 一、建築物ノ構造種別 木造瓦葺二階建一棟
- 一、建築物ノ面積 建築面積 九、四九八平方米
突出セル部分 九、四九八平方米
- 一、命 令 事 項
- 一、本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一、前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日內ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一、本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以內ニ届出ツベシ
- 一、知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ 若ハ變更スルコトアルベシ

00490

鳥取縣告示第十七號

食糧管理事務取扱員左ノ通異動アリタリ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

解屬シタル者ノ氏名	囑託シタル者ノ氏名	擔當區域	職務執行ノ場所
下田 勝壽	植垣重次郎	岩美郡米里村	岩美郡米里村役場
南條 民雄	山本 政春	岩美郡宇倍野村	岩美郡宇倍野村役場
西田 熊三	太田 實治	岩美郡面影村	岩美郡面影村役場
澤 俊雄	横山 巽	岩美郡大岩村	岩美郡大岩村役場
大西 勝美	横山 彦次	氣高郡美穗村	氣高郡美穗村役場
	森本 茂美	同	同
澤田 利治	森本 幸雄	氣高郡大正村	氣高郡大正村役場
河田 澄	竹内 壽	氣高郡明治村	氣高郡明治村役場
村上 純一	奥村上美佐雄	氣高郡湖山村	氣高郡湖山村役場
岸田 正雄	中山 延義	氣高郡松保村	氣高郡松保村役場
野々口定一	廣東 茂正	米子市	米子市役所
大谷 義勝	桑本 正二	西伯郡渡村	西伯郡渡村役場

長井 繁壽	佐々木宮松	西伯郡餘子村	西伯郡餘子村役場
南原 禮二	湯中 政雄	同	同
門脇 英一	屋敷 保同	同	同
大江 辰雄	杉山 壽	西伯郡法勝寺村	西伯郡法勝寺村役場
長原 一郎	船橋 精	西伯郡幡郷村	西伯郡幡郷村役場
國頭 新	松永 元一	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町役場
松田 政市	山根 信男	同	同
金川 博	三浦 新藏	西伯郡高麗村	西伯郡高麗村役場
入江 清章	高虫 虎吉	同	同
山根 輝男	山根 政由	同	同
森田 賀一	若木 弘一	西伯郡所子村	西伯郡所子村役場
	花房 石雄	西伯郡大山村	西伯郡大山村役場
遠藤 友儀	鍋倉 孝雄	西伯郡庄内村	西伯郡庄内村役場
中原 勳	桑本 米藏	同	同
榎田勝太郎	益田 誠治	同	同
林原億次郎	荒松 秀男	西伯郡名和村	西伯郡名和村役場
松岡 則雄	野坂 連一	同	同
金田 長重	小路 作藏	西伯郡光徳村	西伯郡光徳村役場
出口 隆雄	吉村 幸治	同	同

00491

鳥取縣告示第十八號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十八年一月十九日

寺院ノ名稱	所 在 地	所屬宗派ノ名稱
三佛寺	東伯郡三德村大字門前千十番地	天台宗
輪光院	東伯郡三德村大字門前千十七番地	天台宗
皆成院	東伯郡三德村大字門前千十六番地	天台宗
正善院	東伯郡三德村大字門前千十三番地	天台宗
本覺院	西伯郡天津村大字福成千四百十番地	天台宗

鳥取縣告示第十九號

昭和十八年一月十五日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證番號

住 所	氏 名
一、四二五 東伯郡小鹿村大字高橋百十四番一地	米田 文之
一、四二六 氣高郡中鄉村大字露谷百三番地	吉田 藤一
一、四二七 入頭郡上私都村大字山志谷百三番地	入江 富夫
一、四二八 東伯郡小鹿村大字神倉七百五十三番地	横山 光次
一、四二九 東伯郡小鹿村大字中津六百三十六番地	竹部哲治郎
一、四三〇 東伯郡小鹿村大字中津六百六十三番地	平井 勇
一、四三一 東伯郡小鹿村大字中津六百八十四番地	米原 一馬
一、四三二 東伯郡小鹿村大字小鹿七百二十一番地	米原 重義
一、四三三 東伯郡小鹿村大字西小鹿千四百十八番地	吉田 米藏
一、四三四 東伯郡小鹿村大字西小鹿七百十八番地	吉田 太郎
一、四三五 東伯郡下北條村曲三百四番地	河本いくの
一、四三六 氣高郡中鄉村大字山田百九十番地	植田 知喜
一、四三七 氣高郡中鄉村大字龜尻百二十七番地	森 弘藏

鳥取縣告示第二十號

鳥取縣糶檢定所ニ於テ昭和十八年三月入所セシムベキ講習生ヲ募集ス其ノ要項左ノ如シ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00492

- 一、本所ノ位置 米子市旗ヶ崎
- 一、募集人員 約三十名
- 一、講習要項 糶檢定ニ關スル學理及技術ヲ授クルト共ニ裁縫其ノ他女子ノ修養

- 一、修業年限 一ヶ年(自四月至翌年三月)
- 一、出願資格 (一) 本縣内ニ住居ヲ有スル者 (二) 年齢十四歳以上ノ女子ニシテ國民學校高等科卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

- 一、出願手續 願書ニ履歷書、健康診斷書ヲ添へ糶檢定所又ハ職業指導所ニ提出ノコト
 - 一、出願期限 三月五日
 - 一、入所期日 三月二十七日
 - 一、給 與 講習生ニハ手當ヲ支給ス
 - 一、講習出願者ニ對シテハ所長詮衡ノ上入所ヲ許可ス
 - 一、講習終了後ハ本所檢定員トシテ採用ス
- 詳細ハ鳥取縣糶檢定所ニ照會セラレ度シ

鳥取縣告示第二十一號

鳥取縣立機械工養成所ニ昭和十八年四月入所セシムベキ生徒左ノ

要項ニ依リ募集ス

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一、募集人員 二十五名
- 一、入所資格 內旋盤工科十一名 仕上工科十名 製圖工科五名 別科若干名
- 一、願書受付期限 年齡滿十四歳以上滿二十五歳迄、國民學校高等科卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者
- 一、考查期日 二月二十五日ヨリ三月二十五日迄
- 一、考查場所 三月三十日

- 一、考查場所 鳥取市吉方二六五ノ一
- 備 考 鳥取縣立機械工養成所

入所案内希望者ハ鳥取縣立機械工養成所長宛返信料四錢切手添付申出ツベシ

00493

鳥取縣告示第二十二號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣日野郡公立青年學校 日野郡根雨町大字 設置者 根雨實踐女學校 根雨八九九ノ一 日野郡根雨町

鳥取縣告示第二十三號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣岩美郡米里村外二ヶ 岩美郡米里村大字 設置者 村組合立法農業青年學校 古郡家七四ノ三 二ヶ村校組合 岩美郡米里村外

鳥取縣告示第二十四號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣岩美郡倉田村青年學校 岩美郡倉田村國民 設置者 倉田村 學校ニ併設

鳥取縣告示第二十五號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣岩美郡米里村實業青年學校 岩美郡米里村國 設置者 民學校ニ併設 米里村

00494

鳥取縣告示第二十六號

昭和十五年十二月農林省告示第六百五十一號(乾海苔及燒海苔ノ最高販賣價格指定ノ件)昭和十六年九月農林省告示第六百三十號(わかめ製品最高販賣價格指定ノ件)昭和十七年十一月農林省告示第七百四十九號(いか製品最高販賣價格指定ノ件)ニ基ク本縣ニ於ケル味付わかめ、いか製品(縣検査ノモノヲ除ク)乾海苔ノ検査團體左ノ通指定ス

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣水産物加工製造業組合

鳥取縣告示第二十七號

食糧管理法施行令第十二條及第十七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル精米小賣最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年二月三日鳥取縣告示第六十四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

精米小賣最高販賣價格

種別 單位

小賣最高販賣價格

梗精米 十四 疋 四、四〇

- 一、本表價格ハ精米配給所渡又ハ持込渡價格トス
- 二、鳥取市賀露町及米子市皆生ニ於テ販賣スルモノハ本表價格ニ十四疋ニ付五錢ヲ、西伯郡上道村、餘子村、外江村、渡村、中濱村、大篠津村、和田村、崎津村、富益村、夜見村及大山村大字大山ニ於テ販賣スルモノハ本表價格ニ十四疋ニ付十錢ヲ夫々加算スルコトヲ得
- 三、胚芽米又ハ特殊ノ搗精ヲ爲シタルモノト雖モ總テ本表價格ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 四、一回ノ取引總額ニ於テ錢位未滿ヲ生ジタルトキハ切捨アルモノトス

鳥取縣告示第二十八號

食糧管理法施行令第十二條及第十七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル玄米小賣最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年一月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

玄米小賣最高販賣價格

00495

種別 單位 小賣最高販賣價格

梗玄米 十四 疋 四、三〇

- 一、本表ニ掲グル價格ハ玄米配給所渡又ハ持込渡價格トス
- 二、鳥取市賀露町及米子市皆生ニ於テ販賣スルモノハ本表價格ニ十四疋ニ付五錢ヲ、西伯郡上道村、餘子村、外江村、渡村、中濱村、大篠津村、和田村、崎津村、富益村、夜見村及大山村大字大山ニ於テ販賣スルモノハ本表價格ニ十四疋ニ付十錢ヲ夫々加算スルコトヲ得
- 三、一回ノ取引總額ニ於テ錢位未滿ヲ生ジタルトキハ切捨アルモノトス

鳥取縣告示第二十九號

郡市町村農會技術員資格試驗ヲ左ノ通施行ス

- 昭和十八年一月十九日 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 一、願書提出期限 昭和十八年一月三十一日
- 二、試験日時 昭和十八年二月七日午前十時
- 三、試験場所 鳥取縣立修練農場

一、受験資格

- 本年度受験者ニ限リ昭和十三年三月二十五日附鳥取縣令第五號郡市町村農會技術員資格試験規程第二條ノ受験資格者ヲ左ノ各號ニ該當シ鳥取縣農會長ノ推薦セル者トス
- (一) 舊乙種農學校、青年學校本科(農業科目修得)卒業程度以上ノ學力アルモノ
- (二) 中學校、青年學校本科(農業科目不修得)卒業程度以上ノ學力アル者ニシテ一年以上農業ノ經驗アル者
- (三) 高等小學校卒業以上ノ學力アルモノニシテ、農事試驗場、修練農場等ニ於テ一年以上訓練ヲ受ケ且農業ノ經驗又ハ農會技術員、其ノ他農業技術員ノ經驗アル者
- (四) 從來其ノ俸給費ニ對シ國庫助成金ノ交付ヲ受クルノ資格無カリシ者ニシテ二年以上農會技術員其ノ他農業技術員ノ經驗アル者

00496

彙報

農業生産申告の施行

要申告者の範圍

二月一日現在二月末迄に申告違反者は總動員法に依り處罰

昭和十七年一月十日公布せられた農業生産申告規則に依り、昭和十八年の農業申告が来る二月一日全縣下に亘り實施せられるがこの申告は昭和十八年度に於ける農業生産統制令の運用、並に農業生産計畫樹立の基礎資料に供せられるものであつて、戦時下食糧増産確保及び農村努力調整の目的を以て行はれ、其の企圖する所は極めて重大なるものである。

農業生産申告規則に依るこの申告者は本縣下の農業經營者、農業労働者、農機具所有者、役畜所有者であつて、これ等の要申告者は何れも規則に定められた事項について申告の義務を有するのであるが、この規則は國家總動員法第三十一條に基いて公布せられたものであつて、今回行はれる申告に對して其の申告を怠つた

り、虚偽の申告をなした場合は總動員法第三十八條の規定に依り千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。申告の義務を有する人は本申告の趣旨を充分認識せられ、所定の期限に適正なる申告を完了せられるやう切望する次第である。

申告の方法は一定の申告票に耕作反別、農業従事者數、所有する農機具、役畜等規則に依つて定められた事項に關し、本年二月一日現在の状況を記入して二月末日迄に居住地の市町村農會長、農會設置のない町村に於ては町村長に届出るのであつて、市町村農會長又は市町村長は申告の取り纏めをなし、其の概括表を本年四月末日までに地方長官に届出ることになつてゐる。

縣に於ては目下これにつき各般の準備中であつて、近く居住地の市町村農會を通じて申告票が配布される。申告手續の詳細については市町村農會に問ひ合せられたいのであるが、次にその要申告者の範圍について説明することとする。

要申告者

一、農業を営む者

之は「農林水産業調査」による「農家」の經營主、「準農家」の代表者の兩者を指すのであるが、準農家の中で學校、試験場はこれを除外することとなつてゐる。いまこの「農家」及び「準農家」の意義について述べる。

▽農家

農家とは世帯員中農業を営むものある世帯である。世帯とは住居及び家計を共にする者の集りを謂ひ、一人で住居を有し、家計を立てゝある者も亦一つの世帯である。世帯を作つてゐる人々のことを世帯員と云ふが、世帯員中一人でも農業を営むものがあれば農家となるのである。尙農業だけを営んでゐる世帯に限らず、農業と他の業との兩者を兼ね営んでゐる世帯をも農家としてその経営主は申告の義務がある。

この場合農業を営むことの意味については、それは耕種、養蠶、養畜(養鳥、養蜂を含む)の何れか一又は二以上を業として行ふことである。

耕種とは作物を栽培して生計を営むことを謂ひ、作物と云へば米・麥・蔬菜・花卉・果樹・果樹苗・桑苗・工藝農作物等總てを含むが、造林用苗木は含まない。

養蠶とは家蠶を飼育して生計を営むことを謂ひ、この場合桑を自ら栽培するのと否とを問はない。但し天蠶・柞蠶の飼育は農業をやつてゐると見ない。

養畜とは牛・馬・豚・緬羊・山羊等の家畜又は鶏・あひる等の家禽(愛玩用鳥獸類を含まない)、又は蜜蜂を飼養することに依つて生計を営むことを謂ふ。この場合飼料作物を自ら栽培すると

否とを問はない。牛乳屋のやうに牛だけを飼つてゐるか、又は養鶏を専門にやつてゐる者も農業を行つてゐる者である。

以上は農業の範圍であるが、農業を営むの営むといふことは農業を生業とすることである。

生業とするといふことは、經濟的物質生活のための活動、殊に勞働することである。趣味や娯樂、或は運動保健の爲に作物を栽培し、又は鶏を飼養するやうなことがあつても、これは農業を営むとは見ない。尤もこの場合、農業を行ふ當事者の氣持によつてそれが生業であるか趣味娯樂であるかを判斷するのでなく、其の當事者がその仕事に注ぎ込む勞働の状態に依つて判斷せらるべきものである。

生産物を常時販賣に供すると云ふ状態であれば、農家であることに疑ひないのであるが、常時販賣に供するのでなく自家用の米や蔬菜を作る場合にも、その世帯としての勞働の重要部分が農業に注入されて居れば、この世帯は農家である。この場合趣味や娯樂の爲の栽培の場合と判別し難い場合もあるかと思はれるが、「農林水産業調査」の場合に準じて取扱はるべきである。

次に農家の經營主といふ意味であるが、之は世帯員中農業經營の采配をふつてゐるのを指すのであつて、戸主や世帯主と同一の場合もあるが異なる場合もある。

▽農家

準農家とは普通の農家に對し、農業に従事する營團・會社・組合・學校、試驗場等を區別して名付けるのであるが、本申告では前述のやうに學校、試驗場は申告の對象にはならない。營團・會社・組合等が耕種、養蠶をなし、其の生産物を常時販賣に供する場合は準農家としてその代表者は申告の義務があるのである。普通世帯の農家は、たとへ生産物を賣らなくても自給用のために勞力を多く投下してゐる場合をも含むのであるから、營團・會社・組合等の準農家については普通世帯の農家の場合より範圍が狭いことを注意しなければならない。

田植や稻刈の如き共同作業は問題にならぬが、共同經營による生産物を販賣して組合の財産を造成したり、生産物を組合員に分配するとしても、それは組合員の自家消費用たる性質のものでなく、間接に販賣せられると目される場合には、此共同經營は一つの準農家として申告しなければならない。即ち共同耕作地を持つてゐる部落農業團體等は、大体以上のやうな性質を持つてゐるものであるから、農業を営むものとして取り扱はれることとなる。従つて其の管理する役畜又は農機具は農業經營申告票で申告することになる。

尙部落農業團體等が自ら農業を営まず、役畜又は農機具を管理

してゐる時は、役畜申告者又は農機具申告者としての取扱を受けることになる。

以上農家の經營主と準農家の代表者は農業經營申告票に依り申告せねばならぬ。

二、農業勞働者

農業勞働者申告票に依つて申告をなすべき農業勞働者とは、農業を営む者に雇傭せられ生業を営む者の謂である。即ち年雇、季節雇、日雇等で自分では全く農業經營を行はないものか、或は農家の世帯員であつても自家の農業に全然従事せず、他家の農業に傭はれて生計を営むものである。

年雇で他家に住み込んでゐる者や、農家の世帯員で然も農業勞働者である者は、農業經營申告票で經營主の世帯員として申告される譯であるが、之とは別に本人が農業勞働者申告票に依つて申告しなければならない。

夫婦共に雇傭せられて生計を営んでゐる場合は、夫婦別々に申告しなければならない。

尙準農家についてあるが、學校、試驗場に雇はれてゐる農夫農婦も申告の義務がある。

三、役畜申告者

役畜申告票に依つて申告をなすべき者は、自分では農業を営ま

00499

ないで其の所有又は占有してゐる役畜を、他人の農業に使役したり或は他の農業者に賃貸したりする者である。即ち賃耕、或は賃貸を業としてゐる牛馬商が之に該當し、賣買だけをやつてゐる牛馬商は申告の必要がない。

共有のものには現に飼養管理してゐる者が申告しなければならない
四、農機具申告者

農機具申告票によつて申告すべき者は、自分では農業を営まないで其の所有又は占有してゐる農機具を他人の農業に使用したり或は他の農業者に賃貸したりするものであつて、例へば賃摺專業者とか産業組合・農事實行組合等が之に該當する。農機具の賣買だけをやつてゐる業者は申告の義務がない。

共有の場合は現に管理してゐる者が申告しなければならない。
次に申告すべき農機具の種類は次の通りである。

動力耕耘機・畜力除草機・人力楯杵式噴霧機・動力揚水機・動力脱穀機・電化用脱穀機・自動送込脱穀機・動力麥摺機・動力稲摺機・麻類剥皮機・石油機關・ディーゼル機關・電動機・水力原動機・ガス發生機・畜力原動機・エンシレーヂカッター・牽引機・動力精米機・動力精麥機
尚、動力精米機及び動力精麥機のみを所有又は占有してゐるものについてあるが、之を專業とする業者は申告の必要がないことになつてゐる。

森林組合技術員 設置補助に就て

時局の進展と共に森林資源の需要は非常な激増を來し、特に木材生産の増強とその保續を圖る必要緊切なるものがある。その伐採・造林に關する施策の計畫を樹て、これを適正に運用することを主たる目的として昭和十四年に改正森林法が公布せられ、同十五年より實施されてゐるのであるが、この改正森林法に基く森林組合はその設立を認可せられてゐるもの現在縣下で八十三組合に達し、尙今後の設立勸奨に依つて本年度末までには百組合に到達せしめる計畫になつてゐる。

然るにこの森林組合の種々の事業を計畫し、又これを立派に實施して行くについては一に組合技術員の力に俟つところ極めて大であつて、森林組合の成果は全く懸つて技術員の存否にあると認められるのである。

しかし森林組合がかく戦時下林業國策の要請に基いて設立を見てものであるに拘らず、これが組合財政の基礎はしかく強固でなく、従つて相當の助成をしなければ組合の目的使命の達成は期待し得ない状態にあるのであるが、幸ひ政府に於ては昨年七月「農

00500

林水産職員設置補助規則」が公布せられ、又同年十月「林業振興補助規則」が公布せられて森林組合技術員設置に關する獎勵の途が開かれるに至つたので、本縣に於ても縣下各森林組合の要望乃至政府の政策に應へてこれが助成の方途を講ずることとし、去る一月十五日鳥取縣令第三號を以て「森林組合技術員設置補助規程」を制定公布せられるに至つたのである。

補助金は毎年度豫算の範圍内に於て技術員俸給の二分の一以内を交付されるが、この補助金交付を受くべき技術員の資格は次の通りである。

- 1、甲種農業學校又は之と同等以上の程度の學校に於て、林業に關する科目を履修し、卒業後三ヶ年以上森林施業に關する實務に従事した者
- 2、前號に該當する者と同等以上の學識又は經驗ありと認める者

森林組合で補助金の交付を受けて技術員を選任又は解任しようとする時は豫め知事の承認を受け、且つ事後に於て報告をせねばならぬのであつて、補助金交付を受けようとする森林組合は申請書に事業計畫書、收支豫算書を添へて毎年一月三十一日までに知事に提出するのであるが、特にこの十七年度分に限り一月二十五日までになつてゐるから希望の組合は至急提出せられたい、詳細については一月十五日の鳥取縣公報を参照されたい。

寒氣を 衝いて 耐寒健民運動

廿一日より來月四日迄

大東亞戦争は此處に一周年を迎へ、時局下愈々其の重大性を加へ、長期決戦態勢に入つたのであるが、旺盛なる國民士氣の昂揚と強靱なる國民体力の鍊成に依つて戦力の増強を圖るは時局下喫緊の要務である。

此の秋に當り、寒氣を衝き、心身を鍛鍊し以て大東亞戦完遂の國民氣魄を發揚し、銃後に於ける國民生活の充實と生産擴充に資するため、縣では次の如き實施要綱に基いて本月二十一日より二月四日までの十五日間に亘り「健民運動耐寒心身鍛鍊」を實施することゝなつた。

◆ 實施内容

(一) 武道寒稽古

- 武道修練上寒稽古は極めて有意義なものであるから、從來より一層之が徹底を期すること
- (1) 武道團體、町道場等は勿論体育運動團體、青少年團、在郷軍人會其の他官公衛、學校、會社、工場、商店等に於ても

00501

武徳會稽古を實施して關係者の心身鍛錬を圖ると共に、廣く一般の參加勸奨に努めること

(2) 種目は劍道、柔道、弓道、銃劍道、射撃、薙刀等

(3) 道場に於ける稽古のみならず家庭等に於ても武道の型、基本動作等の練習を奨励し、例へば竹刀、木刀等の素振り切返し、木銃、杖等に依る斬突等早曉一定時間之を實施するやう奨励すること

(4) 冬季武徳大會、武徳講習會等を成るべく此の期間中に於て實施すること

(5) 右實施に關し大日本武徳會鳥取縣支部は、武徳殿に於て来る二十二日より二十八日まで(毎日午後三時より午後五時まで、但し弓道は六時まで)稽古を實施し、尙ほ大日本武徳會各支部は武徳殿を開放して廣く一般の參加鍛錬を實施すること

(二) 体操

(1) 實施團體

(イ) 市町村に於ては町内會、部落會、隣組、國民學校通學區域等を單位とし「耐寒鍛錬体操」を設けて實施すること

(ロ) ラヂオ体操會其の他体操實行團體が之の實施團體となり層層充強化し全員皆出席を目標として實施すること

(ハ) 官公署、學校、會社、工場、銀行、商店、在郷軍人會、警防團、青少年團其の他各種團體、組合等に於てはそれ「耐寒鍛錬体操の會」を設けて實施するか又は前項の實施に協力せしめること

(2) 實施項目

(イ) 國民儀禮

(ロ) 國民保健体操第一(ラヂオ体操第一)

同 第二(同 第二)

同 第三(同 第三)

大日本國民体操(同 第三)

その他大日本青年体操、大日本女子青年体操、健國体操等

(ハ) 行進及び駝歩

行進及び駝歩は体操實施後運動場又は適當なる道路等に於て集團的に實施し、適宜三分乃至五分間之を行ふこと特に密集隊形にあつて適當な場所のない時は其の場で駝歩足踏又は跳躍等を行つて之に代てること

(3) 實施場所

場所は神社、佛閣境内及び其の隣接外苑、學校々庭、公園廣、運動場又は屋上其の他交通上支障のない街路等を適

00502

(宜) 選定すること

(4) 實施時刻及び時間

成るべく早朝とし遅くとも七時前に開始し、實施時間は約三十分を適當とする。但し官公署、學校、會社、工場、銀行、商店等に於て會場其の他の都合に依り已むを得ない場合は該時刻外に實施してもよい。尙ほ毎朝のラヂオ体操全國放送時刻は凡そ六時四十五分より行ふ

(三) 徒歩練成及び強歩行軍訓練

(1) 徒歩通勤の勵行

(イ) 官公署、學校、會社、工場、銀行、商店、組合等に於ては一定距離の徒歩區間を指定し、往復共徒歩通勤を勵行すること

(ロ) 徒歩通勤區間の距離は片道二杆乃至三杆を標準とし、時間にして約三十分を適當とする

(2) 強歩行軍訓練

官公署、學校、會社、工場、銀行、商店、組合、在郷軍人會、警防團、青少年團其の他各種体育運動團體に於ては此の期間中に神社、佛閣等の巡拜又は遠足強歩長距離行軍等を計畫實施すること(輸送國策に協力し汽車の利用は成るべく避けること)

(3) 曉天歩走練成

(イ) 町内會、部落會、隣組、青少年團、在郷軍人會、警防團其の他各種團體鍛錬會等に於ける強健なる青年層に對しては適宜行程を選び、特に酷寒の曉天に雪霜を踏破して徒歩、駝走又は丘陵(登山)等の鍛錬の曉天歩走を繼續實施すること

(ロ) 距離は約二杆乃至三杆を標準とし、時間は約三十分程度を適當とする

(四) 皮膚鍛錬

一般家庭、職場に於て室内の換氣、暖房遮減、薄着勵行、乾布摩擦、冷水摩擦等を奨励し日常生活の中に織込ましめること

(五) 其の他

相撲、スキー、綱引、繩跳運動等耐寒心身鍛錬として適當なものなれば、地方の事情に應じ適切な方法に依つて之が指導奨励を圖ること

(六) 實施上の注意

(1) 本運動は質實剛健を旨とし、耐久力の涵養と團體訓練に努めること

(2) 本運動は早曉に之を實施するを原則とし、早起會の普及を

00503

- (3) 本運動に依る鍛錬即國防体力即奉公の認識を深めると共に特に民心の士氣昂揚に努めること
- (4) 本運動は運動期間中に限らず將來恒常的に之を實施する習慣養成に努めること
- (5) 學徒の錬成に付てはあくまでも學徒としての本分を發揮し規律統制ある團體訓練に努めると共に衛生養護に留意し鍛錬と養護とを一体として取扱ひ、特に弱者に付ては其の指導の適正を期すること

五つの縣民實踐事項

翼賛會支部に委員會設置

大東亞戰爭愈々熾烈ならんとし、國民の戦力増強・生活の安定戰場精神の昂揚益々緊要なる時に當り、大政翼賛會鳥取縣支部では、この三大目標を達成して未曾有の國難を打開し、我が建國の大理想入紘爲宇の大精神の顯現に邁進する爲、今回「配給の適正化」「地方輸送協力」「勤皇護國烈士先覺者顯彰」「勤勞報國」「地方文化活動の促進」の五つの實踐事項を決定してこれが實踐

に猛進することとなり、その縣民の實踐敢闘に拍車をかけるため關係官廳、翼賛會關係、各種團體、學識練達之士等から適材を選んで委員會を構成し、確固たる方針並に具体案を樹て實踐に移すこととなつたが、この各委員會の要項は次の通りである。

▽配給適正化運動懇談會要項

- 一、趣 旨
生活必需物資の配給を適正にすることにより國民生活安定を期する政府の施策に呼應して配給業者、消費者相協力して戰爭生活の實踐をなす爲、縣民の強力なる自肅運動を展開するに當り其の具体的施策を講ずる爲本懇談會を設く
- 二、構 成
會長には縣支部長、副會長には事務局長、協議員は支部長之を委嘱す。
- 三、本會は關係官廳の指導監督を受け、本運動推進をなすの外集荷及配給の改善、末端配給方法、悪質違反者に対する制裁、消費規正の徹底等に關する事項に付き具体的改善策を協議研究すること。

▽鳥取縣地方輸送協力協議會

- 一、趣 旨

軍需生産に要する原材料其他必需物資の輸送に協力する爲、國民の勤勞力を総合的に發揮するとともに、民需輸送の自肅をも圖り、以て重要物資輸送力の確保をなし、綜合戦力増強の國民運動を展開する爲中央輸送協議會議の一端として鳥取縣地方輸送力協議會を設く。

二、構 成

委員長は支部長、副委員長は事務局長、之に當る委員は支部長之れを委嘱す。

三、委員會の事業

- (イ) 委員會に於ては中央輸送協力協議會の輸送協力計畫に基き之が實施に必要な具体的計畫を樹つる爲、本縣地區に於ける物資につき具体的計畫を樹つること。
- (ロ) 不急不要旅行及輸送禁止、交通訓練の向上等の方策を講ずること。
- (ハ) 輸送従事者に對する慰問激勵の運動を議すること。

▽鳥取縣勤皇護國烈士先覺者顯彰委員會

一、趣 旨

大政翼賛會の行ふ「勤皇護國烈士先覺者顯彰運動實施要綱」に基き、本縣に縁りある勤皇護國の烈士先覺者の遺業を顯彰

00504

し、之等先覺烈士の志を皇國現代の情勢に繼述して縣民の戰場精神の作興を促し、進んで實踐すべき方策を購むため、當縣支部内に鳥取縣勤皇護國烈士先覺者顯彰委員會を設く。

二、構 成

委員長は縣支部長、副委員長は事務局長之れに當る。委員は支部長之れを委嘱す。

三、委員會の事業概ね左の如し

- 一、烈士先覺者の事蹟の調査、研究
- 二、顯彰に關する事業
- 三、勤勞報國運動協議會

▽勤勞報國運動協議會

一、趣 旨

未曾有の難局を打開して聖戰の目的を完遂する爲、全國民が悉く戰爭完遂の業務に挺身し、國內一人の無爲傍觀者もなく全業態、全職域、全地域に亘り戰時勤勞の熱意を振興昂揚し相率めて効率の増進に邁進するの國民運動を展開する企劃運営をなす爲本協會を設く。

二、構 成

會長には縣支部長、副會長には事務局長之れに當り、協議員は支部長之れを委嘱す。

三、本會の事業

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)
 勤勞奉公精神の徹底に關する事項
 國家重要産業への勤勞集中に關する事項
 勤勞報國隊の擴充強化に關する事項
 未活用勤勞の活用に關する事項

▽鳥取縣地方文化協議會開催要項

一、趣 旨

未曾有の難局に際會し、之れを克服して今次の聖戰を完遂せんには、縣下の文化團體及文化職能人の有する一切の力を結集動員して、「戰場精神の昂揚」「生産力増強」「戰爭生活實踐」への國民運動の一環として、其の具体的活動を促すを緊要なりとす。依て之が活動の具体的方途を講ずると共に、現下本縣に於ける文化機構の整備と運営に關する協議懇談をなすを目的とす。

一、主催者 大政翼贊會鳥取支部

一、開催期日 昭和十八年二月十一日 午前九時より午後五時まで

一、會 場 鳥取縣會議事堂

一、集會者

- 1、關係官廳代表者
- 2、大政翼贊會本部文化會長及部員
- 3、大政翼贊會縣支部役職員
- 4、協議員

昭和十八年一月十九日印刷
 昭和十八年一月十九日發行

縣下に於ける主なる文化團體代表者及文化職能人にして
 支部長に於て推薦せるもの。

◎傳染病患死者旬報 (十月中旬)〇印ハ疫痢

年	月	計	日野郡	西伯郡	東伯郡	氣高郡	八頭郡	岩美郡	米子市	鳥取市	病類別	
											赤痢	腸チフス
1918	1	1							1		者患	者死
1918	2	1									者患	者死
1918	3	5		3	2						者患	者死
1918	4	1									者患	者死
1918	5	1									者患	者死
1918	6	1									者患	者死
1918	7	1									者患	者死
1918	8	8		3					3	1	者患	者死
1918	9	2									者患	者死
1918	10	1									者患	者死
1918	11	1									者患	者死
1918	12	1									者患	者死
1918	計	15		3	2				3	1	者患	者死

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣氣高郡大正村大字古海